

障障発 0326 第 1 号  
平成 31 年 3 月 26 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」の一部改正について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（障障発 0423 第 1 号）を別紙のとおり改正し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

については、各都道府県等におかれては、内容を御了知の上、適正な事務処理を実施いただく等、特段の御配慮をお願いする。